

■騒音規制法の特定施設について

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械等を『特定施設』(表1)と定め、これらの施設を使用する工場・事業場を『特定工場等』としています。特定施設については、騒音の規制基準が定められているほか、他法令の届出等と別に、以下の届出(表2)をする必要があります。

○騒音規制法で定める特定施設(表1)

1. 金属加工機械	イ、圧延機械(原動機の定格出力合計が22.5kw以上のもの)
	ロ、製管機械
	ハ、ペンディングマシン(ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)
	ニ、液圧プレス(矯正プレスを除く)
	ホ、機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの)
	ヘ、せん断機(原動機の定格出力が3.75kw以上のもの)
	ト、鍛造機
	チ、ワイヤーフォーミングマシン
	リ、ブラスト(タンブラスト以外のもので、密閉式を除く)
	ヌ、タンブラー
	ル、切断機(と石を用いるもの)
2. 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)	
3. 土石用または鉱物用の破碎機、磨碎機、ふるい及び分級機	(原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)
4. 織機(原動機を用いるもの)	
5. 建設用資材 製造機械	イ、コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの)
	ロ、アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のもの)
6. 穀物用製粉機	(ロール式のもので、原動機の定格出力が7.5kw以上のもの)
7. 木材加工機械	イ、ドラムバーガー
	ロ、チッパー(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)
	ハ、碎木機
	ニ、帯のこ盤 (原動機の定格出力が、製材用は15kw以上のもの、木工用は2.25kw以上のもの)
	ホ、丸のこ盤 木工用は2.25kw以上のもの
8. 抄紙機	ヘ、かんな盤(原動機の定格出力が2.25kw以上のもの)
9. 印刷機械(原動機を用いるもの)	
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳型造型機(ジョルト式のもの)	

○騒音規制法にもとづく届出(各2部が必要です)(表2)

☆届出の必要な場合	☆届出の種類	☆届出の期限
・新しく特定施設を設置しようとするとき (騒音規制法第6条1項)	特定施設設置届	
・種類ごとの数を変更しようとするとき (8条1項)	特定施設の種類ごとの数変更届	
・種類ごとの数が減少するとき ・同一種類に関して、直近の届出台数の2倍以内の増加にとどまるとき	届出不要	工事を始める30日前まで
・騒音を防止する方法を変更しようとするとき (8条1項)	騒音の防止の方 法変更届	
・騒音の大きさが増加しないとき	届出不要	
・氏名、住所、代表者名、工場・事業場の名称、所在地を変更したとき(10条)	氏名(名称、住所、 所在地)変更届	変更の日より 30日以内
・特定工場に設置された特定施設のすべてを譲り受けたり、借り受けたとき(11条)	承継届	承継の日より 30日以内
・特定施設のすべての使用を廃止したとき (10条)	使用全廃届	廃止の日より 30日以内

○届出に添付する書類(各2部)

(注:届により、必要な書類が異なります。お問い合わせください。)

- ・騒音の防止の方法
- ・付近の見取図(住宅地図等の写し)
- ・施設の配置図(建物の平面図)
- ・建物の立面図
- ・かなばかり図
- ・施設のカタログの写しなど。

○お問い合わせ及び書類の提出先

世田谷区 環境政策部 環境保全課

TEL03-6432-7137 FAX03-6432-7981

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1二子玉川分庁舎B棟3階